

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する岐阜県計画の変更について（概要版）

【県計画策定の背景】
・平成２９年３月「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行され、同法第８条に基づき、同年６月に国において基本計画が策定された。
・同法第９条では、国の基本計画を勘案して都道府県計画を策定するよう努めることとされている。
・岐阜県においては、平成３１年３月に岐阜県計画を策定した。
<建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律>第９条 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める。

現状と課題
・県内の建設現場での労働災害は減少しているものの年間平均５名もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、DXの推進等、一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、その安全及び健康の確保について特段の対応が必要である。
・建設工事従事者の高齢化が進行している中、働き方改革の推進等、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。
第１ 基本的な方針
１．適正な請負代金の額、工期等の設定 ３．安全及び健康に関する意識の向上
２．設計、施工等の各段階における措置 ４．建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第２ 岐阜県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

計画の概要	県の主な取組み
１．建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 （１）安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等 ・安全衛生経費については、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び「標準見積書」の普及等適切な対応を進めていく。 （２）安全及び健康に配慮した工期の設定 ・休日等の日数を確保するなど適切な工期を定める等の環境を整備するほか、施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。	・「岐阜県公契約条例」の周知 ・資材単価や施工歩掛など市況に合った積算の実施 ・施工体制点検マニュアルによる確認 ・査察指導の実施 ・週休２日に対応した標準工期の設定 ・週休２日制モデル工事の拡充と経費補正 ・債務負担行為やフレックス工期の活用
２．責任体制の明確化 ・査察指導等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置等に関して、法令遵守の徹底を図る。	・「岐阜県公契約条例」の周知 ・査察指導の実施
３．建設工事の現場における措置の統一的な実施 （１）建設業者間の連携の促進 （２）一人親方等の安全及び健康の確保 ・国による一人親方等の災害の分析等を収集し、発注者、建設業者のみならず関係団体と連携し一人親方等も対象とした研修で活用する。 （３）特別加入制度への加入促進等の徹底 ・一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び適切な請負代金の確保に努めるよう周知する。 ・特別加入するように関係団体と連携し建設業者および一人親方等を対象とした研修等で周知・指導するほか、元請負人を通じて特別加入制度への積極的な加入を促す。	・施工体制点検マニュアルによる確認 ・県発注工事における事故事例集を作成、ホームページや研修等にて周知 ・関係団体と連携して一人親方を対象に「建設ICT人材育成センター」や「ぎふ建築担い手育成支援センター」（以下「建設・建築各センター」という。）において研修を実施 ・査察指導の実施
４．建設工事の現場の安全性の点検等 （１）建設業者等による自主的な取組みの促進 （２）工法や資機材等の普及の促進 ・危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、建設機械施工の自動化・遠隔化等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の普及を推進する。 ・高齢者に配慮した安全対策の周知徹底や作業環境の改善を図る。	・施工業者の安全衛生管理を入札時や竣工時に評価 ・建設・建築各センターにおけるICT研修 ・設計者、施工者、発注者からなる３者会議による安全な施工に配慮した設計の推進 ・労働局の高齢労働者に配慮した安全対策に関する資料の受発注者への周知
５．安全及び健康に関する意識の啓発 （１）安全衛生教育の促進 ・建設業者に対する安全衛生管理の能力向上研修を行うほか、建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。 （２）安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組みの促進	・建設・建築各センターにおける労働安全衛生研修 ・工事成績評価での評価 ・優秀建設現場従事者表彰 ・ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度 ・建設現場環境改善モデル工事の実施

第３ 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

計画の概要	県の主な取組み
１．建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 （１）社会保険の加入の徹底 ・法定福利費を内訳明示した見積書による下請け契約を促す。 ・社会保険の加入について周知徹底する。 （２）建設キャリアアップシステムの活用推進 （３）「働き方改革」の推進 ・書類の簡素化、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等の働き方改革、インフラ分野のDX等の取組の推進、職業訓練の実施等による事業者支援をする。	・請負代金内訳書の提出 ・「岐阜県公契約条例」の周知 ・査察指導の実施 ・建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施 ・週休２日制モデル工事の拡充と経費補正 ・フレックス工期等の活用による施工時期の平準化 ・市況に合った積算の実施 ・ICTを活用したモデル工事の実施
２．墜落・転落災害の防止対策の充実強化 （１）労働安全衛生法令の遵守徹底等 ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。 ・厚生労働省の関係要綱に示されている「より安全な措置」等の普及に向け、関係団体と連携し建設業者や一人親方等に対して研修会等で周知・啓発する。 （２）墜落・転落災害防止対策の充実強化 ・屋根・屋上の端、低所からの墜落・転落災害防止対策等に関する情報収集、研修等への活用。	・地区建設業協会との合同パトロールの実施 ・墜落・転落防止対策に係る国の調査・検討情報を収集し活用（発注者及び建設業者向け研修資料として活用、建設業者に対して提供し社内研修等で活用） ・県ホームページに事故事例集を掲載し周知 ・建設・建築各センターにおける労働安全衛生研修
３．健康確保対策の強化 （１）熱中症、騒音障害防止対策 （２）解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等 （３）新興・再興感染症への対応	・建設現場環境改善モデル工事の実施 ・実施設計における石綿使用に関する事前調査の実施 ・建設現場における遠隔臨場の試行 ・情報共有システムの活用の推進
４．人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善 （１）女性の活躍促進 （２）増加する外国人労働者の労働災害への対応 （３）高年齢労働者の安全及び健康の確保	・ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度 ・建設現場環境改善モデル工事の実施 ・建設・建築各センターにおける外国人材雇用関連の研修 ・査察指導の実施
５．基本計画の推進体制 （１）関係者における連携、協力体制の強化 （２）調査・情報発信の充実	・「岐阜県建設工事従事者安全健康確保推進会議」、「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」、「岐阜県建築担い手育成協議会」による計画の推進
６．施策の推進状況の点検と計画の見直し ・国の基本計画の変更や関係施策等の状況を踏まえ、必要に応じて、速やかにこれを変更する。	